

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）及びその他法令規定に基づき、光インターネット接続サービス契約約款（以下「約款」といいます。）及び当社が別に定める光インターネット接続サービスに係る料金表（サービス内容及び利用料）、（以下「料金表」といいます。）に掲げる料金により、光インターネット接続サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5 光インターネット	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコル接続サービスにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6 光インターネット接続サービス取扱所	(1)光インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2)当社の委託により光インターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7 契約	当社から光インターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8 契約者	当社と契約を締結している者
9 契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます）又は同一の建物内であるもの
11 端末接続装置	端末設備との間で、電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
12 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15 技術基準等	事業法の規定に基づき当社が定める光インターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術約条件及び端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準

第2章 契約

(光インターネット接続サービスの種類等)

第4条 契約には、料金表に規定する種類等があります。

(契約の単位)

第5条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は1の契約につき1人に限ります。

(最低利用期間)

第6条 光インターネット接続サービスには、3年以内で当社が別に定める最低利用期間があります。

2 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解除料を支払っていただきます。

(契約者回線の終端)

第7条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

(契約申込みの方法)

第8条 契約の申込みをするときは、契約事務を行う光インターネット接続サービス取扱所に、当社所定の契約申込書を提出またはインターネットを経由して当社所定の契約申込書式を送信していただきます。

契約申込書または契約申込書式には次に挙げる事項について記載するものとします。

(1) 料金表に定める光インターネット接続サービスの種類等

(2) 契約者回線の終端とする場所

(3) その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

(4) 契約成立後、総務省令電気通信事業法第 条に定める初期契約解除制度の対象となります。初26期解除制度については第45条に規定いたします。

(契約申込みの承諾)

第9条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って審査し承諾したときに成立します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、光インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

(2) 契約の申込みをした者が光インターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(光インターネット接続サービスの種類等の変更)

第10条 契約者は、料金表に規定する光インターネット接続サービスの種類等の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求の方法及びその承諾については、第8条（契約申込みの方法）及び前条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第11条 契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。

2 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。

3 当社は、第1項の請求があったときは、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

4 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

(光インターネット接続サービスの利用の一時中断)

第12条 当社は、契約者から請求があったときは、光インターネット接続サービスの利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(その他の契約内容の変更)

第13条 当社は、契約者から請求があったときは、第8条（契約申込みの方法）第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(譲渡の禁止)

第14条 契約者が契約に基づいて光インターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行う契約の解除)

第15条 契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社が別に定める光インターネット接続サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

- 2 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第16条 当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

- (1) 第21条（利用停止）の規定により光インターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で光インターネット接続サービスの継続ができないとき。
- 2 第21条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合には、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項第1号の規定にかかわらず、光インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
- 3 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
- 4 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第3章 付加機能

(付加機能の提供等)

第17条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第4章 回線相互接続

(回線相互接続の請求)

- 第18条 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定める光インターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

(回線相互接続の変更・廃止)

第19条 契約者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

- 2 前条、(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第20条 当社は、次の場合には、光インターネット接続サービスの利用を中止することがあります

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき。
- (2) 第22条（利用の制限）の規定により光インターネット接続サービスの利用を中止するとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
- 3 前2項の規定により、光インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 4 インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。
- 5 前項の措置に伴い必要限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
- 6 前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

(利用停止)

第21条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その光インターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款により支払を要することとなったものに限ります。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その光インターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）。
- (2) 契約の申込みにあたって、当社所定の契約申込書または契約申込書式に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- (3) 第37条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (4) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (5) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
- (6) 全各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
- 2 当社は、前項の規定により、光インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、契約者が第37条8項の禁止行為を行った場合または当社が該当すると判断した場合は、契約者に通知せずに利用停止または情報の削除等の措置をとる場合があります。

第6章 利用の制限

(利用の制限)

- 第22条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、光インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。
- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

第6章 料金等

第1節 料金

(料金の適用)

- 第23条 当社が提供する光インターネット接続サービスの料金は、利用料、付加機能使用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表（料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金をいいます。以下同じとします。）に定めるところによります。
- 2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

(消費税相当額の加算)

第24条 当社は、料金その他のお支払いについて、暦月に従って発生した料金等に、消費税相当額を加算して計算します。ただし、損害金に相当するものは、消費税相当額に加算しません。

2 料金表に規定する税向き額に基づき計算した合計額と、実際のご請求金額が異なる場合があります。

(端数処理)

第25条 当社は、料金その他の計算において、その計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第2節 料金の支払義務

(利用料等の支払義務)

第26条 契約者は、その契約に基づいて当社が光インターネット接続サービスの提供を開始した月の翌月1日(付加機能の提供については、その提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった月(付加機能の廃止については、その廃止があった日)の月末までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は1日間とします。)について、当社が提供するインターネット接続サービスの状態に応じて料金表に規定する利用料又は使用料(以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。)の支払を要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により光インターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、光インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区 分	支払を要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その光インターネット接続サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(次号に該当する場合を除きます。)	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその光インターネット接続サービスについての利用料等(その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。)に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき
2 移転に伴って、その光インターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき	利用できなかった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその光インターネット接続サービスについての利用料等

3 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(加入料の支払義務)

第27条 契約者は、第8条(契約申込の方法)の規定に基づき契約の申込みを行い当社がこれを審査し承諾したときは、料金表に規定する加入料の支払を要します。

(手続に関する料金等の支払義務)

第28条 契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事に関する費用の支払義務)

第29条 契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。

第3節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第30条 契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第31条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第8章 保守

(当社の維持責任)

第32条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

第33条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(設備の修理又は復旧)

第34条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先約に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

(契約者の切分け責任)

第35条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備(当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社が別に定める光インターネット接続サービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者によるその派遣に要した費用の額を負担していただきます。

4 火災、地震、風水害その他天災地変または異常電圧などの外部的要因その他不可抗力による端末接続設備の故障、破損または滅失に関して機器の修理費、出張費が発生した場合、契約者の負担により当社が行うものとします。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第36条 当社は、光インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その光インターネット接続サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、光インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその光インターネット接続サービスの利用料等の料金額(料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、光インターネット

接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により光インターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

（免責）

- 第37条 当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。
- 2 当社は、光インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときは、これを除き、その損害を賠償しません。
- 3 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、当社が別に定める技術基準等の変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第10章 雑則

（承諾の限界）

第38条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（利用に係る契約者の義務）

- 第39条 当社は、光インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。
- 2 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
- 3 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
- 4 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
- 5 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機種、付加部品等を取り付けけないこととします。
- 6 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
- 7 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 8 利用者は本サービスの利用にあたって次の行為（以下「禁止行為」という）を行ってはならないものとします。
- (1) 他者もしくは当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (2) 他者もしくは当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (3) 他人を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (4) 猥褻・幼児虐待にあたる文書・図画・映像等の情報を提供する行為
 - (5) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
 - (6) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等の使用または情報を提供する行為
 - (7) 宛先が不特定または受信者の承諾を得ない広告、宣伝、勧誘等の電子メールを、一方的に送信する行為
 - (8) 光インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
 - (9) 事実に反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為
 - (10) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつくおそれのある行為
 - (11) 法令または各地方自治体が制定する条例に違反する行為又は違反するおそれのある行為
 - (12) 前各号のいずれかに該当する行為をしている他人の情報提供または助長する行為
 - (13) その他、当社が不適切と判断する行為
- 8の2 禁止行為に係る責任
- (1) 契約者が8項の禁止行為を行った場合、その責任は当該契約者に帰属し、当社では一切の責任を負わないものとします。
 - (2) 契約者が故意または過失により8項の禁止行為を行い、当社サービスの停止もしくは著しい支障を与えた場合、当該契約者は、当社が被った損害を賠償しなければなりません。

（相互接続事業者の光インターネット接続サービス）

- 第40条 契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。
- 2 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者の光インターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

（技術的事項及び技術資料の閲覧）

第41条 当社は、当社が別に定める光インターネット接続サービス取扱所において、光インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者が光インターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

（個人情報等の取り扱い）

第42条 当社が別に定める「個人情報の取り扱いについて」に準ずるものとします。

（営業区域）

第43条 営業区域は、当社が別に定めるところによります。

（閲覧）

第44条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

（初期契約解除制度）

- 第45条 契約申込書または契約申込書式の控えを加入者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができるものとします。
- 2 初期契約解除は加入者が書面を発した時に生じます。
- 3 書面には、契約書面受領日、申込内容、加入者住所、氏名、捺印、申込みの撤回等を行うことを明記しCCNまで提出いただきます。郵送で行う場合は書留郵便にて送付していただきます。郵送の場合、該当書面をCCNが受領したときに初期解除制度の効力が生じます。なお、当該書留郵便に付された消印日が初期解除期間を超過している場合、CCNは該当書面を受理しません。
- 4 加入者は次の場合を除き、損害賠償若しくは違約金その他金銭等をCCNより請求されることはありません。
- (1) 初期契約解除までの期間において加入者が提供を受けた利用料金。
 - (2) 事務手数料2,000円（税込2,160円）/各サービス
 - (3) 既に工事が実施された場合の引込線工事費6,000円（税込6,480円）
- 5 初期契約解除制度を利用された場合、契約に関してCCNが金銭等を既に受領している場合、CCNは4項第1号及び2号及び3号に定める利用料金等を除き、加入者に返還いたします。
- 6 CCNが初期契約解除制度について、加入者へ事実と異なることを告げたことにより、告げられた内容を事実であると誤認し初期契約解除制度を加入者が利用できなかった場合は、8日間を経過した場合でも契約の解除を行うことができます。その場合は、改めて契約解除ができる旨を記載した書面を加入者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができるものとします。

光インターネット接続サービス料金表（サービス内容及び利用料）

I 通則

(料金表の適用)

1. 当社が提供する光インターネット接続サービスに関する料金は、この料金表に規定します。

(料金等の変更)

2. 当社が提供する光インターネット接続サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には変更後の料金によります。

(料金等の臨時減免)

3. 当社は、災害等が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表の規定にかかわらず、臨時にその料金を減免することがあります。

(料金減免時の告知)

4. 当社は、料金の減免を行ったときは、当社本店に提示する等の方法により、その旨を周知します。

(料金等の変更)

5. 当社は、料金等の変更を行うときは、あらかじめその旨を通知し、変更後の料金の適用は、月の始めからとします。

II 利用料金

1. 定額利用料

1-1 適用

利用料の適用については、約款第24条に定めるところによります。この場合において、約款同条により支払いを要する料金の額は、1-2の規定の額又は、1-3（マンション接続サービス利用料）の規定の額とします。1-2、1-3の料金の額は端末接続装置レンタル料金を含みます。

1-2 利用料

単位	プラン名	サービス内容	金額（月額）
1 契約者回線ごとに	光ネット1G	インターネット(1Gbps)	5,500 円(税込 5,940 円)

1-3 マンション接続サービス利用料

単位	プラン名	サービス内容	金額(月額)
1 契約者回線ごとに	光マンション専用タイプ 300M	インターネット(300Mbps)	4,572 円(税込 4,937 円)
	光マンション専用タイプ 100M	インターネット(100Mbps)	3,429 円(税込 3,703 円)

*利用中の一時停止（中断）

1) 当社に責任がある場合…連続して24時間以上不通状態が続いた場合は、不通状態中の定額利用料は課金しない。（日割計算）

・日割の計算方法は、定額利用料を30日で割り、端数（小数点以下）は切り捨てる。

2) 利用者に責任がある場合（当社が利用停止する場合）…利用があったものとして課金する。

①料金の不払い。

②契約申込書または契約申込書式の記載の虚偽があった場合。

③違法な通信設備を接続した時。端末接続装置を改造したとき等。

・当社が利用停止できる期間は、最長6ヶ月。

*プラン変更に伴う変更後の利用料の起算日は、プラン変更のあった日の属する翌月の1日からとする。

2. 付加機能使用料

2-1 適用

利用料の適用については、約款第24条に定めるところによります。この場合において、約款同条により支払いを要する料金の額は、2-2（利用料）の規定の額とします。

2-2 利用料

区分	内容		
メールアカウント追加サービス	契約者がプラン毎の標準提供数を超えるメールアカウントを希望する場合に適用します。		
	標準提供数	光ネット1G	11のメールアカウント
		光マンション専用タイプ 300M	6のメールアカウント
		光マンション専用タイプ 100M	1のメールアカウント
グローバルIPサービス	当社があらかじめ取得したグローバルIPアドレスにより、光インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。		
コンテンツフィルターサービス	契約者が有害なホームページへのアクセスを制限希望する場合に適用します。		
迷惑メール対策サービス	迷惑な電子メールを制限す ウイルスチェック・電子メールに添付されるウイルスの駆除・る機能を利用する場合に適用します。		
Aitainet ウイルスバスターマルチデバイス月額版サービス	ウイルス駆除を含みインターネット上の様々な危険からパソコンを守る機能を持ったアプリケーションを契約者のパソコン・スマートフォン・タブレットにインストールし、光インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。		
マカフィセキュリティ月額版	ウイルス駆除を含みインターネット上の様々な危険からパソコンを守る機能を持ったアプリケーションを契約者のパソコン・スマートフォン・タブレットにインストールし、光インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。		
タブレット端末サービス	契約者がタブレット端末の利用を希望する場合に適用します。		

種類	単位	料金額（月額）
メールアカウント追加サービス	プラン毎の標準提供数まで	基本利用料を含む 500 円(税込 540 円)
	プラン毎の標準提供数を超え1のメールアカウント毎に（最大50のメールアカウント）	
グローバルIPサービス	1の変動グローバルIPアドレスのみ	500 円(税込 540 円)
コンテンツフィルターサービス	1の契約者回線毎に （ただし、法人はご利用希望パソコン台数分の利用料金が必要となります）	300 円(税込 324 円)
ウイルスチェック・迷惑メール対策サービス	1のメールアカウント毎に	基本利用料を含む
Aitainet ウイルスバスターマルチデバイス月額版サービス	1の契約毎に （別途利用規約にある台数まで）	419 円(税込 452 円)
マカフィセキュリティ月額版	1の契約毎に （別途利用規約にある台数まで）	350 円(税込 378 円)
タブレット端末サービス	1の端末毎に(iPad)	1,600 円(税込 1,728 円)

*付加機能使用料の起算日は、付加機能を使用開始した日の属する月の1日からとし、付加機能使用料金の終了日は、付加機能を使用終了した日の属する月の末日までとする。（但し、タブレット端末サービスの使用料の起算日は使用開始した日の属する月の翌月からとする。）

*タブレット端末サービスを契約する者は当社が別で定める「iPadおまかせ安心プラン 利用規約」を承諾したものとします。

*タブレット端末に関する紛失・破損・故障については、「iPadおまかせ安心プラン 利用規約」に定めるタブレット端末弁償金を契約者にご負担いただく。

3. 手続きに関する料金

項目	金額	記事
契約内容変更手数料（/回）	1,000 円(税込 1,080 円)	プラン変更、名義・口座変更、付加機能の追加又は停止
移転手数料	2,000 円(税込 2,160 円)	休止時、再開時にその都度必要
解約・解除手数料	2,000 円(税込 2,160 円)	

4. 工事に関する料金

項目	金額	記事
引込工事分担金	20,000 円(税込 21,600 円)	

端末接続装置取付費	15,000 円(税込 16,200 円)	ただし、別に示す標準工事の範囲の場合
移転工事負担金	6,000 円(税込 6,480 円)	
休止工事負担金	10,000 円(税込 10,800 円)	
プラン変更工事負担金	1,000 円(税込 1,080 円)	
機器移設工事負担金	10,000 円(税込 10,800 円)	同一建物内でのD-ONU取付場所の移設
解約・解除工事負担金	12,000 円(税込 12,960 円)	

*D-ONU：光インターネット接続サービス用端末接続装置

*標準工事：引込工事…架空引込+成端箱設置

宅内工事…通信用配線新設（外壁露出）+D-ONU設置調整

*通信工事に伴う既設宅内配線の改修費、又は通信用配線の露出配線以外の方法による工事費は実費加算する。

*通信工事の場合、D-ONUまでが当社の通信設備になる。（技術資料：施設区分 参照）

5. 最低利用期間

タブレット端末サービスの契約者は使用開始した日の属する月の翌月から3年間を最低利用期間とし期間内に契約の解除があった場合、以下表の定めにより違約金を支払うこととする。

項目	最低利用期間	違約金金額
タブレット端末サービス(iPad)	3年	残存月数×1,600円(税込 1,728円)

6. その他

項目	記 事
休止期間中の管理費 (500円(税込 540円)/月)	期間は最長6ヶ月とする
支払い方法	契約者指定口座からの口座振替又はクレジットカード会社からの支払い
取扱所	CATV取扱店と同じ。
調査費 3,500円(税込 3,780円)	基本調査費
端末接続装置補償費 25,000円(税込 27,000円)	契約者の過失による故障の場合
タブレット端末 弁償金	30,000円(税込 32,400円) 1年未満 20,000円(税込 21,600円) 1年以上2年未満 10,000円(税込 10,800円) 2年以上
その他	当社が設置した端末接続装置(D-ONU)の電気料は契約者の負担とする。

*クレジットカード支払いに関する特約

- 1) 契約者は、契約者が支払うべき料金等を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
- 2) 契約者は、契約者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
- 3) 契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
- 4) 当社は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

平成29年6月1日 現在